

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（電子情報処理組織を使用して行われる取引に係る公表事項等）</p> <p>第三条の二 令第六条の二第二項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、売付け又は買付けの申込みに係る有価証券にあつては数量、売付け又は買付けの別及び申込みの時刻とし、売買に係る有価証券にあつては数量及び売買成立日時とする。</p> <p>2 令第六条の二第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める方法は、顧客の提示した指値が、取引の相手方となる他の顧客の提示した指値と一致する場合に、当該顧客の提示した指値を用いる方法とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>